

中標津町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 目的

この要項は、気候変動適応法（平成30年法第50号）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に係る募集に必要な事項を定めるものとする。

2 募集施設

中標津町内の民間施設

3 指定要件

クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 中標津町内に所在する施設であること。
- (2) 適切な冷房の設備を有すること。
- (3) 北海道に熱中症特別警戒情報が発表された場合に、当該施設を開放可能日時において町民等に開放することができること。
- (4) 釧路・根室地方に熱中症警戒情報が発表された場合に、可能な限り当該施設を開放可能日時において町民等に開放することができること。
- (5) 利用者が滞在のために必要かつ適切な空間が確保できること。
- (6) 中標津町と「中標津町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に係る協定書」を締結し、その内容を履行できること。

4 実施内容

クーリングシェルターは、町民等の休息場所として主に次の内容を実施する。

- (1) 冷房設備の適切な管理
- (2) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のものでも可）
- (3) 施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのマーク掲示

5 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）と同一期間とする。

6 募集期間

随時。ただし、施設運用期間終了後の応募については、翌年度の施設運用期間の際の指定とする。

7 応募方法

別添「中標津町クーリングシェルター指定申請書（第1号様式）」に必要事項を記入の上、中標津町保健センターに持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法にて提出する。

8 申し込み後の流れ

指定申請書提出後の流れは、次のとおりとする。

- (1) 申請内容の審査
- (2) 町と施設管理者で協定内容の協議
- (3) 協定書の締結
- (4) クーリングシェルターの運用開始
- (5) クーリングシェルター施設情報の公表（町ホームページ等）

9 その他

- (1) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不相当と認める場合は、指定されない場合があること。
- (2) 熱中症予防に関するポスターや啓発チラシについて、町より提供のあった場合には可能な範囲で掲示をすること。
- (3) 利用者への対応は、各施設で行うこと。

10 応募・問い合わせ先

住 所 〒086-1047 標津郡中標津町東7条北3丁目3
宛 名 中標津町保健センター 健康推進課健康推進係
電 話 0153-72-2733
FAX 0153-72-7964
メール h-kenkou@nakashibetsu.jp